

令和 2 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 3 年 3 月 2 4 日
 担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線 4 2 1 9〕

① 件 名	東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う関係条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 本年 4 月に東日本大震災復興特別区域法の一部が改正されることから、石巻市東日本大震災復興交付金基金条例について整理が必要となった。</p> <p>【目的】 東日本大震災復興特別区域法の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部について整理を行う。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 東日本大震災復興特別区域法（平成 2 3 年法律第 1 2 2 号）</p> <p>【〔震災復興計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和 2 年 6 月 1 2 日 復興庁設置法等の一部を改正する法律の公布（令和 3 年 4 月 1 日施行）
⑤ 主な内容	<p>法改正に伴い、東日本大震災復興特別区域法において、復興交付金に係る条項（第 7 8 条から第 8 4 条）が削除されるため、石巻市東日本大震災復興交付金基金条例第 1 条の記載を改めるとともに、復興交付金の終了時期が明らかになったため、附則第 2 項を追加する。</p> <p>【改正前】 第 1 条 東日本大震災特別区域法（平成 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 7 8 条第 1 項に規定する（以下略）</p> <p>【改正後】 第 1 条 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 6 号）第 2 条の規定による改正前の東日本大震災特別区域法（平成 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 7 8 条第 1 項に規定する（以下略）</p> <p>附則第 2 項 この条例は、令和 4 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>宮城県においても同様の改正を行う。 仙台市、気仙沼市、女川町については、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって廃止。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和 3 年 3 月 石巻市東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正の専決処分を行い、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。
⑨ その他	